

長浜市空家等対策推進会議開催要領

(目的)

第1条 この要領は、本市における総合的な空家等対策に対し、多様な視点及び専門的な知識を踏まえた意見を求め、特定空家等への対応や今後の取組に反映させるため、長浜市空家等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成や見直しに関する事項
- (2) 特定空家等に関する基準や判断に関する事項
- (3) 新たな空家等対策に関する事項
- (4) その他空家等対策に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 推進会議は、空家等について識見を有する者、司法書士、不動産関係者、建築関係者、地域活動関係者、空家等活用団体等で構成する。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

(運営)

第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(開催期間)

第5条 推進会議の開催期間は、令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、都市建設部住宅課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。